

## さいたま市議会オープン委員会開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第17条の市民参画の機会を提供するためにさいたま市議会（以下「市議会」という。）の委員会が開催するオープン委員会の基本的事項を定め、もって市議会の活動に対する市民の理解を深め、多様かつ広範な市民の意見を考慮するとともに、学識経験に基づく意見を聴取するための環境の整備を図ることを目的とする。

### (オープン委員会)

第2条 オープン委員会は、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（以下これらを「委員会」と総称する。）に付託され、又は委員会の所管に属する事項で第5条第1項各号に該当するものについて、広く市民に情報を発信してその理解と認識を求める必要があると認めるとき、又は当該事項に関して特別の関係があると認める者（以下「関係者」という。）、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）その他市民等の意見を聴取して十分な検討を加える必要があると認めるときに開催する。

### (主宰及び構成)

第3条 オープン委員会は、各委員会の委員長がそれぞれ主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う者がオープン委員会を主宰する。
- 3 オープン委員会は、当該委員会に所属する全ての委員で構成する。

### (合同オープン委員会)

第4条 委員会は、他の委員会と合同してオープン委員会を開催することができる。

- 2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の規定により開催するオープン委員会（以下「合同オープン委員会」という。）を主宰する者及びその職務を代わって行う者については、関係する委員会（次条第2項の合同開催についての協議が整った委員会をいう。以下「関係委員会」という。）が協議して定める。
- 3 第1項のオープン委員会は、関係委員会に所属する全ての委員で構成する。

### (開催)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について、広く市民に情報を発信してその理解と

認識を求め、又は関係者、学識経験者その他市民等の意見を聴取する必要があると当該委員会に所属する全ての委員が認めるときに、オープン委員会を開催することができる。

- (1) 当該委員会に付託された事件に係る事項
  - (2) 当該委員会が行う市の事務に関する調査に係る事項
  - (3) 市政上の大きな課題となり、又はなることが予想される事項で、当該委員会の所管等に係るもの
  - (4) 市民の将来の日常生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと考えられる事項で、当該委員会の所管等に係るもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、各委員会がオープン委員会で取り扱うことが適当と特に認めた事項
- 2 合同オープン委員会は、複数の委員会が相互に連携協力し、合同でオープン委員会を開催することにより効果的かつ効率的に市民参画の機会の提供を行うことができると当該関係する委員会が認め、これらの委員会の相互の協議が整ったときに、開催することができる。
- 3 オープン委員会の開催の日時及び場所は、市民の参加の利便を考慮するとともに、第1項の規定により取り扱う事項に応じて必要となる規模、設備等を勘案して定めるものとする。
- 4 オープン委員会を開催しようとするときは、当該委員会の委員長（合同オープン委員会にあっては、関係委員会の各委員長）は、議長にその旨を通知するものとする。
- 5 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、市議会の全ての議員にその旨を周知するものとする。

（開催の周知）

第6条 前条第4項の規定による通知が議長に受理されたときは、当該通知をした委員長は、速やかに市民等に対し次に掲げる事項を周知する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 関係者、学識経験者その他市民等から意見を聴取する事項
- (3) 意見を聴取する関係者、学識経験者その他市民等

- (4) 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員
  - (5) 第2号の意見を聴取する事項に関してあらかじめ市民等から意見を求めるときは、その旨
  - (6) 第2号の意見を聴取する事項に関してあらかじめ公表して情報を発信する必要があると認める資料等があるときは、当該資料等
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該委員会が必要と認める事項
- 2 前項の規定による周知は、市議会広報紙への掲載、市議会ホームページへの掲載、報道機関への情報発信その他の方法により行うものとする。

（関係者及び学識経験者）

第7条 第5条第1項各号に掲げる事項について委員会からオープン委員会に出席を求められた関係者及び学識経験者は、これに出席し、その意見を述べることができる。

- 2 前項の規定によりオープン委員会に出席した関係者及び学識経験者に対し、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額の謝礼金を支払うことができる。ただし、同表により難い特別の事情があるときは、この限りでない。

（発言）

第8条 オープン委員会に出席した委員、関係者及び学識経験者が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、オープン委員会の傍聴人に発言を許可することができる。
- 3 委員、関係者、学識経験者及び発言を許可された傍聴人の発言は、当該オープン委員会で現に取り扱う事項の範囲を超えてはならない。
- 4 前項に規定する範囲を超えて発言し、又は不穏当な発言をする者があるときは、委員長は、その者の発言を禁止し、これに従わないときは、その者を退場させるものとする。

（秩序維持のための措置）

第9条 前条第4項に定める場合のほか、委員長は、オープン委員会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退場させるものとする。第11条の規定に違反する者についても、同様とする。

(傍聴)

第10条 何人も、オープン委員会を傍聴することができる。ただし、危険物その他オープン委員会の会場に持ち込むことが適当でないと認められる物を現に所持する者、酒気を帯びていると認められる者その他オープン委員会の進行を妨げるおそれがあると認められる者は、この限りでない。

2 オープン委員会で意見を述べる関係者、学識経験者その他市民等又は第三者の権利利益を害するおそれがあると認める場合は、これを開催する委員会（合同オープン委員会にあっては、関係委員会）の決定により、当該権利利益を害するおそれのある部分に限って、傍聴人（市議会の議員を除く。）の傍聴を制限することができる。

3 傍聴人は、前項の傍聴の制限の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、オープン委員会の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしてはならない。

2 傍聴人は、傍聴に際し、委員長又はその命を受けた係員の指示に従わなければならない。

(傍聴に関するその他の事項)

第12条 前2条及び次項に定めるもののほか、オープン委員会の傍聴に関し必要な事項は、各委員会がそれぞれ定める。

2 合同オープン委員会を開催する場合の傍聴に関し必要な事項は、関係委員会がその都度協議して定める。

(資料の提供)

第13条 委員会は、オープン委員会の傍聴人に対し、当該オープン委員会で取り扱う事項に関し必要と認める資料の提供を行うことができる。

2 前項の資料の提供は、可能な限り、当該オープン委員会の開催に先立って行うものとする。

(オープン委員会の記録)

第14条 委員会は、オープン委員会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した

記録を作成するものとする。ただし、意見を述べる関係者、学識経験者その他市民等若しくは第三者の権利利益を害するおそれがある発言、発言を許された者による当該オープン委員会で現に取り扱う事項の範囲を超えた発言又は不穏当な発言に係るものは、この限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 関係者、学識経験者その他市民等から意見を聴取した事項
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 発言を行った委員の氏名及びその発言の要旨
- (5) 意見を聴取した関係者及び学識経験者の氏名並びにその意見の要旨
- (6) 委員長の許可を得て行われた傍聴人の発言の要旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、各委員会がそれぞれ必要と認めた事項（合同オープン委員会にあっては、関係委員会が協議して必要と認めた事項）

（記録の公表）

第15条 前条の規定により作成した記録は、市議会ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

（開催手法等の検討）

第16条 委員会は、多くの市民の利便を確保できるオープン委員会の開催及び運用、効果的で適時かつ適切な市民への情報発信の方法等を検討するものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、オープン委員会に関し必要な事項は、各委員会がそれぞれ定める。ただし、合同オープン委員会を開催するときは、関係委員会が協議して定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分		謝礼金の額
学識経験者	大学教授 民間企業役員	1時間当たり20,000円以内の額
	大学准教授 民間企業社員	1時間当たり15,000円以内の額
	大学講師 大学助教	1時間当たり10,000円以内の額
官公署職員		1時間当たり5,000円以内の額
その他	団体 個人	1時間当たり5,000円以内の額